

Q4. 貴都道府県の多重債務者対策協議会の取組みに関し、独自に実施していることや今後必要と考えられる方策等について、ご意見をご自由にご記入下さい。

独自に実施していること

福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・金融関係団体及び庁内関係課を構成員としており、各団体の活動状況の説明や情報交換を行っている。 ・そのほか、オブザーバーとして個人版私的整理ガイドライン運営委員会及び日本クレジットカウンセリング協会にも出席して貰っている。
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・公金徴収窓口や各種相談窓口を担当している県及び市町村担当職員を対象として、協議会構成員等が主催する説明会や研修会において、多重債務問題の現状や多重債務者を発見した際の適切な誘導について説明している。
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年10月から12月を「多重債務問題対策強化月間」と設定し、平成24年度は10月12日(金)に千葉県多重債務問題対策本部構成員の協力を得て、千葉駅前街頭啓発キャンペーンを実施した。また、期間中に法律専門家や警察官等による無料相談会を県内6箇所で開催した。 強化月間以外にも無料相談会を8回実施。(平成24年度6～8月:6回、平成25年度6～8月:2回)
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当者を対象に情報共有を目的に「多重債務相談担当者連絡会」を開催し、研修等を実施。また、県及び市町村の相談窓口の担当者に対して、「多重債務者問題自治体職員等研修会」を実施。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務支援機関一覧を6000部作成し、関係機関に配布した。
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県多重債務者対策協議会において、県、市町、各市町社会福祉協議会、津財務事務所などの消費生活相談窓口において、多重債務相談を受け専門家に引き継ぐシステムを構築し、平成20年4月から運用している。
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・24年9月・12月に合同無料相談会を開催。
山口県	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度までは、多重債務者対策協議会の主催により、無料法律相談会を実施してきた。 多重債務問題が落ち着いてきたこと、また、市町の消費生活相談体制が充実してきたことに伴い、平成24年度においては、市町が主体となり相談会を実施し、協議会は専門家の派遣調整を担ったところ。 ・平成25年度においては、法律相談に加え、家計相談を実施するため、FP(協議会メンバー外)の協力を仰いだことから、協議会ではなく、県が専門家の派遣に係る事前調整を行った。協議会の存在意義は薄れていると思料する。
高知県	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務者対策協議会の構成員である弁護士会及び司法書士会の協力を得て、教員及び大学生に対する出前講座を実施。

福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・H25.4月 ヤミ金融・偽装質屋トラブル無料相談会の開催 ・H25.6月 偽装質屋利用者等への注意喚起チラシ配布 ・通年 「ヤミ金事犯の情報提供シート」による県警察および県貸金業所管課へのヤミ金情報の提供
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士・司法書士による、無料相談会を実施。
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤミ金融のはり紙撤去活動 ・多重債務相談窓口の啓発活動(グッズの街頭配布)
今後必要と考えられる方策	
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部門との更なる連携。
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法の施行に伴う福祉担当部局等との連携。
栃木県	<p>今後は、関係機関との連携による多重債務者の掘り起こしや、発生を防止するための学校等での金融教育にいつそう取り組む必要があると考えている。</p>
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、外部機関との連携として、生活福祉資金の貸付を行っている社会福祉協議会と連携し、情報の共有化を図ることが大切と考える。
島根県	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年の通常国会に提出予定の消費者安全法改正法案に盛り込まれる「消費者安全の確保のための地域協議会」との関係について検討整理する必要があると考えている。
香川県	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係部署との情報交換や相談状況の報告確認。
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士・司法書士、福祉、教育関係部署、警察などの構成メンバーによる連携、情報交換。
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の相談担当者に対する研修。
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の一部に債務整理を繰り返す相談者が散見され、問題を安易に考えている印象を受ける。根本的な解決を図るためには、債務整理だけでなく、福祉や就労支援との連携強化、債務整理後の生活設計(家計管理)等のカウンセリングの必要性があると感じる。また、多重債務に陥る前に家計管理を身につけるなどの未然防止策も講じる必要があると感じる。

Q8. 多重債務者対策について、現状の問題点や今後についてご意見・ご要望がございましたら、ご自由にご記入ください。

相談者等の状況等に関する意見

茨城県	・生活費として借り入れたが、失業などによる収入減や病気により支払が困難になったなど、相談内容は深刻である。
-----	---

今後の取組みに関する意見

岩手県	・「多重債務」という言葉が実態と合わなくなっていると思われるので、新たな定義付けが必要ではないか。
栃木県	・相談者に対する継続的な家計管理支援については、人員の制約や相談者の都合もあり、実施が難しいのが現状である。
群馬県	・多重債務に係る相談が減少する中で、無料相談会のあり方(回数等)を見直す必要があると思われる。
東京都	・悪質商法による契約被害防止のため、消費者教育や取締りの強化を求める。
神奈川県	・改正貸金業法の成果により多重債務者は減少傾向にあり、多重債務者の中には、いわゆる生活困窮者が多くいる。今後は、多重債務者対策と生活困窮者対策について、事業の擦り合わせを図る必要があるかと思われる。
新潟県	・連絡会議の中でも、多重債務者の掘り起こしについて、良い方法はないかと議題に上がるが、なかなか良い方法が見つからない。
愛知県	・相談者は減少傾向にあるため、「多重債務問題改善プログラム」自体を見直す時期がきている。
岡山県	・相談件数の減少が続いていることから、無料法律相談会等の開催頻度の見直し等について、検討が必要と考えている。

山口県	<p>・市町における消費生活相談体制の充実に伴い、相談を中心とした多重債務者対策については市町が主導し、都道府県は広域調整役として市町間の調整等を行うという役割分担に移行しつつあると思われるので、国におかれては、このことを踏まえた対応をお願いしたい。</p>
徳島県	<p>・潜在的な多重債務者の掘り起こしのため、関係部局等と連携し、相談窓口などを記載した啓発チラシの作成・配布、ホームページへの掲載、各種研修会などでの広報等を行っている。</p>
愛媛県	<p>・借金整理だけでは問題解決につながらない場合も多いため、将来に向け生活再建に重点を置く公的相談窓口の設置(債務整理後のフォロー)が必要。</p>
鹿児島県	<p>・法改正により、多重債務者は減少しているが、ヤミ金融に関する相談は増加したとの意見もあるので、ヤミ金融利用者に関する調査(利用金額、利用のきっかけ、被害の認知度等々)が出来ないか。</p>
沖縄県	<p>・福祉部署(特に生活困窮者自立支援法)との連携のあり方。</p>